

平成21年第10回教育委員会臨時会

開会年月日 平成21年12月21日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員 外松 和子  
同 委員 青木 真佐枝  
同 委員 内藤 幸子  
同 委員 天沼 英雄  
同 教育長 園部 俊介

議 題

- 1 練馬区教育委員会委員長の選出について
- 2 議案  
(1) 議案第69号 練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について
- 3 協 議  
(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について
- 4 その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時50分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏

生涯学習部生涯学習課長  
同 スポーツ振興課長  
同 光が丘図書館長

白井 弘  
櫻井 和之  
伊藤 安人

傍聴者3名

教育長

会議の開催に先立ち、区議会の任命同意を得て、12月19日付けで志村区長から新しく任命された内藤幸子委員と天沼英雄委員が、本日の会議に初めて出席されたので、初めに就任のごあいさつをいただきたいと思う。

それでは、最初に内藤委員、よろしく願います。

内藤委員

ただいまご紹介いただいた内藤幸子です。私は、33年間練馬区の学校教育にかかわる仕事をさせていただいていた。特に校長としての2校11年間は、いじめ、不登校、学級崩壊といった足元の課題とともに、特色ある教育活動のある学校、学力の向上、学校教育の充実といった長期的な課題に直面した時期でもあった。

今振り返ってみると、どの課題の解決にも、学校、家庭、地域社会、そして行政がそれぞれの教育的役割をしっかりと果たし、互いに信頼し、連携し合うことが不可欠であったと実感している。また、退職後5年間は、学務課の就学相談系の仕事をさせていただいた。5年間で延べ400人近い保護者の方と面談をした。学校という立場を離れて保護者のニーズや悩みなどをお聞きしたことは大変参考になり、勉強になった。

大変微力ではあるが、これらの経験を踏まえ、また社会の変化を視野に入れて教育委員としての職責を精一杯果たしてまいりたいと考えている。どうぞよろしく願います。

教育長

続いて、天沼委員願います。

天沼委員

ただいまご紹介いただいた天沼英雄です。どうぞよろしく願います。私は、こういう会議には非常に不慣れなところがあるが、「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」の会長をさせていただき、昨年は自己点検・評価の委員をさせていただいている勉強させていただいた。また、自分の子供の教育などを通して練馬の教育に私も触れる機会も少しはあった。そういった経験などを踏まえながら、微力ではあるが、練馬の教育のために尽力を尽くしてまいりたいと思う。

はなはだ簡単ではあるが、どうぞよろしく願います。

教育長

案件に入る前に、新しくお二人の教育委員を迎えたので、事務局の理事者を紹介させていただく。

初めに、私からは部長を紹介する。学校教育部長、河口浩である。  
つぎに、生涯学習部長、郡榮作である。

教育長

両部の管理職については、両部長から、また事務局の職員は庶務課長からご紹介させていただきます。

学校教育部長

それでは私から、学校教育部の管理職員を紹介する。

- 学校教育部の管理職を紹介 -

生涯学習部長

続いて、私から生涯学習部の管理職員を紹介する。

- 生涯学習部の管理職を紹介 -

庶務課長

続いて、私から事務局の担当職員を紹介する。

- 事務局の担当職員を紹介 -

教育長

本日の会議についてであるが、前委員長の退任に伴い、現在、委員長が欠けた状態であるので、委員長の職務を代行する委員として指定されている外松委員に、会議の進行をお願いしたいと思う。よろしく願います。

外松委員

それでは、ただいま教育長からお話があったように、私が、本日の会議の進行をさせていただきます。

では、ただいまより、第10回教育委員会臨時会を開催する。

本日は、傍聴の方が3名お見えになっている。

本日の会議は、現在、欠員となっている委員長を選出するため、および「平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について」の協議を行う。なお、委員長が欠けたとき等にその職務を代行する委員として指定されている私が本日の会議を招集した。

議題 1 練馬区教育委員会委員長の選出について

外松委員

それでは、初めに議題の1番「練馬区教育委員会委員長の選出」について、お諮りをしたいと思う。

この案件について、事務局から説明することがあったら願います。

庶務課長

本日選出をいただく委員長の任期は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第2項の規定により、選出された日から1年となっている。したがって、本日選出をする新しい委員長の任期は、平成21年12月21日から平成22年12月20日までとなる。

選出の方法については、練馬区教育委員会会議規則第6条の規定により、委員長は全委員の合意により選出すると定められている。

また、委員長は、地教行法第12条第1項の規定により、教育長を除く委員の中から選出することと定められている。

以上である。

外松委員

ただいま説明があったように、新しい委員長の任期は、平成21年12月21日から平成22年12月20日までとなる。

それでは、選出の方法について、いかがか。

教育長

先ほど説明があったように、委員長は教育長を除く4名の委員の中から選出することになっているので、私のほうから推薦してよいか。

委員一同

よい。

外松委員

それでは、教育長から推薦をお願いします。

教育長

それでは、私から推薦させていただく。新しい委員長には外松委員を推薦したいと思う。

外松委員

よいか。

委員一同

よい。

#### 外松委員

今、皆様のご賛同をいただいた。それでは、教育長から新しい委員長の推薦があったので、そのとおり決定させていただく。

#### 外松委員

では、ここで私が委員長に就任することに伴って、委員長が欠けたとき等にその職務を代行する委員を選出する必要がある。これからその委員を選出したいと思う。

この件について、事務局から説明することがあったらお願いします。

#### 庶務課長

委員長の職務を代行する委員の選出については、練馬区教育委員会会議規則第9条の規定により、全委員の合意により選出すると定められている。

また、その期間については、委員長と同様に選出された日から1年としている。

なお、地教行法第12条第1項の規定によると、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」とある。

したがって、委員長職務代理者は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代行することとなり、それらのとき以外については、委員長の職務を代行することはないので、他の教育委員と同様の職務を担うこととなる。

以上である。

#### 教育長

今の説明に補足させていただく。他の自治体でもそのようであるが、これまで、法律上教育委員会には委員長と教育長の職しか定められていないが、あたかも職務代理者という職が副委員長であるような取扱いをしてきたのである。

今、庶務課長から説明があったように、法律上副委員長制はとっていないし、教育委員会を代表するのは委員長だけであって、職務を代行する者は、委員長が欠けたとき等に職務を代行するに過ぎないのである。これまでのように対外的に職務代理者という名称を使うのは法律の趣旨に合っていないので、練馬区教育委員会としては、委員長が欠けたとき以外には、対外的に職務代理者という名称は使わないことを確認したい。

今までずっと委員長職務代理者が、あたかも委員長と副委員長の関係のような感じであった。それは非常にわかりにくいし、また法律の趣旨に沿っていないので、これからはそのような呼び方ではなく、法に基づいた形でお願いしたい。ただし、職務を代行する者は決めておかなければならない。

#### 外松委員

教育長のたゞいまのお話のように、委員長職務代理者は、職務を代行するときのみ、この名称を使用するということを確認しておきたいと思う。

それでは、選出の方法は、いかがか。

#### 天沼委員

委員長に一任というかたちでは、いかがか。

外松委員

それでは、そのかたちでよいか。

委員一同

よい。

外松委員

それでは、現在の人員などを勘案すると、今まで教育委員会の委員として仕事をされてきた青木委員に、職務代理者をお願いしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

外松委員

では、皆様の賛同をいただいた青木委員を職務代理者に指定させていただく。なお、青木委員の職務を代行する期間は、平成21年12月21日から平成22年12月20日までということになる。

では、最初に、委員長に選出いただいた私から挨拶をさせていただきたいと思う。

本日から1年間、委員長を務めさせていただくことになった外松である。これまで、教育委員として、練馬の子供の教育のために職務を務めてきた。委員長という職は私には少し荷が重いところがあるが、1年間、皆様の力添えをいただいて、練馬の子供の教育のためにいただいた職務の責任をしっかりと果たしていきたいと思う。どうぞよろしく願います。

続いて、青木委員、よろしく願います。

青木委員

外松委員に事故などがあるときなどにのみ代行するというので、これからは外松委員長の健康管理を含めて支えていきたいと思っている。任期中に、もし何かあったら、委員長の代理として働けるように今後頑張っていきたいと思うので、よろしく願います。

外松委員

続いて、委員の議席についてであるが、本日の会議では暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第6条の規定により、委員の議席は合議により定めることになっているが、いかがか。今の議席のままでよいか。

委員一同

よい。

外松委員

では、本日お座りいただいている席がこれからの各委員の議席とする。

(1) 議案第69号 練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

外松委員

続いて議案に入りたいと思う。議案第69号 練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者についてである。この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)昨年度策定した実施方針に基づき事務局で有識者の候補者を3名選定したこと、委嘱期間、委嘱の内容等を説明

教育長

長島さんは小P連の関係であり、宮崎教授、柳沢教授は、それぞれ区にこれまで関係していることがあるので、その説明をお願いします。

庶務課長

長島良介さんについては、今、教育長からあったように、現在は練馬区小P連の顧問でいらっしゃるが、平成20年度においては、練馬区小学校PTA連合協議会の会長としてご活躍をいただいた方である。

宮崎英憲さんであるが、現在は東洋大学の文学部の教授でいらっしゃる。練馬区特別支援教育推進委員会の委員長としてご活躍をいただいている方である。

柳沢和雄さんであるが、筑波大学大学院人間総合科学研究科体育科学系の教授でいらっしゃる。平成20年度に策定をした練馬区スポーツ振興基本計画の策定懇談会の座長を務めていただいた。

以上である。

外松委員

それでは、各委員のご意見をお聞きしたいと思う。

天沼委員

3名の候補者の皆様は、それぞれ練馬区の審議会等の委員長などの要職につかれるなどぶさわしい方々だと思う。専門領域は、それぞれ、特別支援教育と、スポーツ振興と、PTAの顧問の方は全般的な子供の学校内外のことにかかわる方々だと思うが、練馬区としてかかわっていただきたい分野があるなどの意図やねらいなどはあるのか。

庶務課長

宮崎さんは学校教育全般について、柳沢和雄さんは生涯教育全般について、これまで審議会等で様々なご意見をいただいている。長島良介さんは、学校小P連の会長であったので、子供たちの教育全般にかかわっていただいている。そういった理由から、この3名を候補者としてさせていただいた。

外松委員

それぞれの分野でかかわってくださった3名の方々ということである。ほかの方はいかがか。

青木委員

今の説明などから、広い視点で点検・評価をしていただけると考えるので、3名の方をお願いするということがよしいのではないか。

内藤委員

私もこの方々が、過去に練馬区に様々なかたちでかかわっておられるという状況から、適当だと考えた。

天沼委員

もう一点ある。毎年このように人選が入れかわるということになるのか。そうすると、後になってくるとなかなか人選等で厳しい状態が考えられるが、いかがか。

庶務課長

実施方針の中で有識者を置くことと定めており、任期については、議案の中で3月末日ということにさせていただいているので、毎年度お決めいただく。ただし、再任を妨げるという規定はないので、来年、再来年、また同じ方に頼むということは可能と考えている。

外松委員

ただいまの説明のとおりである。それでは、皆様からご意見をいただいた、この3名の方をお願いすることに決定してよいか。

委員一同

よい。

外松委員

それでは、この3名の方を点検・評価に関する有識者に決定する。では、この議案第69号については「承認」ということでよいか。

委員一同

よい。



外松委員

では、「承認」とする。

協議(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

外松委員

つぎに、協議案件である。平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、本日、新たに提出されたものである。

初めに、事務局から資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)法改正により昨年度から実施を義務づけられた点検・評価の平成21年度の実施について、昨年度との違いなどを中心に具体的な点検・評価方法を説明

教育長

天沼委員には、有識者としてかかわっていただいたが、お二人の委員は初めてであるので、事務事業評価の総合評価欄のA、Bという評価と、評価欄の評価の仕方との関係を説明してほしい。

外松委員

それではその辺について、庶務課長、お願いする。

庶務課長

NO.1、教育指導に関する事務事業であるが、この項目については、中学校連合行事事務から科学教育事業まで10の事業が実施されていて、区の行政評価では、それぞれ総合評価BあるいはAという評価をしているところである。この総合評価AあるいはBという評価については、次のページに中学校連合行事事務の事務事業評価表の裏面に評価欄がある。そこに成果、効率性、必要性という評価項目があり、その3つの評価に1つでもB評価があった場合には、総合評価をBとするということが、区の事務事業評価の仕組みである。そういったことから、1ページ目のNO.1に戻っていただくが、それぞれの総合評価にAあるいはBと評価がされている。

昨年度は、AかBということで点検・評価をしていただいた。ところが、その評価をする中で、達成率が9割以上でありながら、効率性の問題があったり、必要性に問題があったり、あるいは成果に問題があってB評価されたものについても、総合評価でBとされたことにより点検項目の評価欄をBとするのは、実態とは合っていないのではないかという意見があった。そのため、今年度については、2段階ではなくて3段階の評価を評価欄にお書きをいただきたいと思っている。

外松委員

実際の評価表に基づいて説明をしていただいたが、まだわかりにくい点があれば、質問等をお願いします。

天沼委員

2つほどある。1つは、今の NO. 1 のページのところの点検・評価欄の上に「評果」と書いてある。「果」の字であるが、ここだけ「果」が使われていて、ほかは全部「価」となっている。これは何か意図があってこのように「果」という字を使っているのか。

外松委員

質問は、1つずつでよいか。

庶務課長

これは「価」の誤植である。申し訳ない。

外松委員

この「果」に特別な意味があるのだろうかと思いながら聞いていた。では、誤植とのことであるので、「価」に直していただきたい。

では、天沼委員、もう一点お願いします。

天沼委員

もう1つは、評価の仕方について、とても良好が3、良好が2、良好でないが1という評価をするというご説明が先ほどあった。1は不合格ということかになるのだろうか。来年度は例えばその1の評価に基づいてこの事業を廃止するなどということになるのか。

庶務課長

良好に進んでいないという評価をいただいた場合は、その原因等を事務局で分析し、改善すべき点については改善をしていく、あるいは事業として成り立たないものであれば廃止ということも当然ながら考えていかなければならないと考えている。

教育長

今のお話について、この点検・評価は事業仕分けではない。良好に進んでいない理由が、必要がなくて進んでいないのか、あるいはいろいろな課題があって進んでいないのかがあると思う。あまり効果がないために進んでいないものについては、今おっしゃったように廃止することも、事務局のほうで検討することになる。教育委員会の合議の中でいろいろご意見をいただいて、それを反映していきたい。

天沼委員

各委員が評価をそれぞれ行い、それを持ち合った結果、例えば1、2、3、2という評価になったときに、教育委員全体として2にするとか、3にするなど、最終的には1つのものにまとめるのか、それともばらばらのままになるのか。

教育長

さまざまな方法が考えられるので、それはそのときに決めいただいて結構だと思う。前回の点検・評価では、教育委員会としての考え方を示すために、時間をかけて1つにまとめたのである。

外松委員

昨年度は、対象となる事務事業の量も多いが、事務局で実施している事業内容であるため、しっかりと見たことにより、かなりの時間を要した。

教育長

それと、練馬区の行政評価との関係をお話したい。他の区においても、各事業について行政評価をしている。その行政評価の結果をそのまま教育委員会の評価としている区もある。しかし、練馬区の場合には、教育委員会としての立場でもう一度見ようということを実施している。その辺について説明してほしい。

庶務課長

区も毎年、事務事業評価をしている。その中で、教育委員会の事務事業についても評価をしている。そのうち、140の事務事業を今回は点検・評価の事業項目として挙げさせていただいた。昨年は160の事務事業を項目として挙げた。例えば、昨年度は、教育委員会の開催についても、事務事業評価の中にあつたが、それは法定の会議であるので、評価にはなじまないということから、そういったものについては今回は外させていただいた。先ほど申し上げたように、それぞれ成果、効率性、必要性という観点から、実際に事務局で評価をし、区の行政評価とした。

外松委員

内藤委員は何かあるか。

内藤委員

資料2の前文に、「有識者の意見等の活用を図りつつ、各委員の点検・評価の結果を取りまとめ、教育委員会の点検・評価の結果とする」とあるが、私たちが行う作業と有識者の作業とが、どのような手順で行われていくのか教えていただけるとありがたい。

庶務課長

教育委員会で点検・評価を実施していただいた後、その結果を有識者委員に提示し、有識者の方からご意見等をいただきたいと思っている。その意見等を含めて報告書にまとめ、議会に報告することとなっている。

外松委員

流れについてご理解いただけたか。

内藤委員

はい。

外松委員

評価項目が、先ほどの話のように140あるのでなかなか大変であると思う。また、期日も1月15日までである。お忙しいとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思う。

天沼委員

この資料に直接記入してよいのか。

外松委員

直接記入していただいて結構である。各項目には、特記事項があるので、数字だけでは意図が伝わりにくいような場合は、その欄に自由にお書きになっていただいて結構である。

天沼委員

練馬区の今年度の事業の中で、重点的なものやとりわけ色々な面で力を入れたというものがあつたら、教えたほしい。

教育長

すべての事業を、同じレベルで実施してきているということで見えていただきたいと思う。

外松委員

では、ただいまのような視点でご覧になっていただき、評価していただきたい。この協議案件については、本日のところは、「継続」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

外松委員

それでは、「継続」とさせていただきます。

教育長

今の天沼委員の意見のように、重点施策順に評価するべきだというのは、確かにおっしゃるとおりである。

天沼委員

年度ごとに、例えば、一貫教育を数年で徹底的にやるなどのことがあるかと思い、質問した。しかし、評価は平等でよろしいかと思う。

外松委員

それでは、ほかに報告等があったらお願いします。

事務局

ない。

外松委員

それでは、以上で、第10回教育委員会臨時会を終了する。